

令和6年第2回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 令和6年2月2日（金曜日） 14時00分～15時46分

場 所： 佐伯市役所 6階 大会議室

出席農業委員： 1番 宮脇 保芳 2番 小野 隆壽 3番 高畠 千恵美 4番 飛高 聖悟
5番 小野美智子 7番 竹中 裕子 8番 山田 美之 9番 田原 俊秀
10番 吉岡 薫 11番 波戸崎 孝 12番 三又 勝弘 13番 山田 裕也
14番 矢野 弥平 15番 笠村 由喜 16番 塩月 吉伸

出席農地利用最適化推進委員： 佐伯3区 寺嶋 雅昭 佐伯8区 永田 不二男
上浦区 坂本 啓二 直川1区 曾根田正弘 直川2区 橋迫 新五
蒲江2区 塩月 邦彦

事務局： 総括主幹 岡田 崇 副主幹 東木原 一義 副主幹 天野 仁 主事 小野 颯月

農政課： 副主幹 矢野 正一郎 主事 木本 匠

議事日程

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について

その他 ①非農地証明願について

②農用地利用集積計画（案）について（農政課）

③利用権設定の推進について（お願い）（農政課）

④農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について（農政課）

(会長)

議案審議いたします。

それでは3ページの一から、事務局の説明の後、今回は推進委員の藤原君が欠席でございますので、事務局より推進委員の意見もあわせてお願いします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子1ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で果樹を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と妻2人で行うとのことです。

農地取得後は果樹栽培する計画です。

取得後の耕作面積は7.73アールとなります。

今後の農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

担当推進委員からは特に問題ない旨の意見をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

推進委員の意見を。

(事務局)

特に問題ないという旨の意見を。

はい。

(会長)

ごめんごめん。

はい。

それでは事務局から説明、担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の一番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。それでは三条の一番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の2番についてですが、この議案につきましては、8番委員が申請者の代理人となっておりますので8番委員のつきましては審議が終わるまで、退席をお願いします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子 2 ページの内容。

(会長)

ちょっと待ってくださいよ。

それでは事務局の説明の後、本日担当推進委員欠席のために、事務局より、推進委員の説明もあわせてお願いします。

(事務局)

はい。

住宅地図、冊子 2 ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区、区域外の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有または今後購入予定とのことです。

農業は譲受人 1 人で行う計画とのことです。

農地取得後は花木や野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 1.97 アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

担当推進委員からも、特に問題ないとの意見をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明そして担当推進員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の 2 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、三条の 2 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして三条の 3 番について、事務局の説明の後、坂本推進委員さんの意見をお願いいたします。

(事務局)

住宅地図の冊子 3・4・5 ページをご覧ください。

今回の申請は贈与による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内及び外の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人1人で行う計画とのことです。

農地取得後は果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は13.24アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして坂本推進委員さん、お願いします。

(坂本推進委員)

はい。

譲受人さんが、県外から佐伯の方に移住してきた方です。

職業は農業以外の職業で佐伯の市内で、お店を出してパン関係の仕事をするということです。

で、上浦の方に家を求めたその家にですね、この土地が一緒についているという状況でした。

今後こういう状況でまだ物が植わってるとこもありますが、植わってないところがあるのと、非常に狭いというところも一部ありますが、今後果樹を植えたりして、農地を栽培していきたいということで、本人も強く希望しておりましたので、今後問題はなかろうかと考えます。

以上です。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい意見もないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の4番について事務局より説明の後、塩月推進委員さんの意見をお願いいたします。

(事務局)

住宅地図の冊子6・7・8・9ページをご覧ください。

今回の申請は贈与による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内及び外の農地です。

譲受人は自己所有地で果樹を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は、譲受人と父母の３人で行うとのこと。

農地取得後は果樹を栽培する計画です。

譲受人は申請地近くに実家があるため、そこを拠点に農業を行うとのこと。

取得後の耕作面積は 60.48 アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

（会長）

はい。

続きまして塩月推進委員さんお願いします。

（塩月推進委員）

特に問題ないと思います。

以上です。

（会長）

はい。

ありがとうございました。

事務局から説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の４番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の４番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、三条の５番について事務局より説明の後、永田推進委員さんの意見をお願いいたします。

（事務局）

はい。

住宅地図の冊子。

10 ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地や農用地区域外の農地です。

農地取得後は、ほおずき生産及び花木郁菜圃場としての利用を行い、障害者就労支援事業としての農業生産を行っていくとのこと。

そのため法人ではありますが、農地法３条の不許可の例外である農地法施行令第二条第１項第１号のハに規定する教育、医業または社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で、農林水産省で定めるもの、学校法人医療法人、社会福祉法人、その他営利を目的としない法人が、

その権利を取得しようとする、農地または採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な、施設の用に供すると認められることに該当するため、農地の取得は可能になります。

また、今後引き続き農業を行うとのことなので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されな
いと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして永田推進委員さんお願いします。

(永田推進委員)

特にありません。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なし。

ないとの意見がございました。

それでは三条の5番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、三条の5番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法第三条の5件の審議を終わります。

続きまして、5ページの、議案第6号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案審議い
たします。

まず、四条の一番について事務局の説明の後、曾根田推進委員さんの意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

4条1番についてご説明いたします。

お配りしている地図の11ページをご覧ください。

申請地は、農業振興地域内にある農用地区域内農地の田です。

農地造成の用途による申請です。

申請者は、利用権設定による借人です。

申請地は、隣接河川からの浸水に苦慮しているため、かさ上げを行い、畑として利用する計画で
す。

造成後は、冠水施設を整備しスギ苗の出荷置き場として利用する計画です。

なお申請者は、西側隣接農地も借用しており、同農地は、隣接市道からの雨水流入対策として、最近、田を掘削し、排水路を設けていますが、申請地盛土への影響はないとのことです。

申請地では、1.0メートルのかさ上げを行います。隣接地に対しては、間隔を空け、安定勾配で盛土を行うため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

水利権はありません。

許可基準は、運用通知第1、両括弧1、両括弧2のCの両括弧農用地の許可基準の例外規定、一時的な利用に供するものに該当します。

事務局の説明は以上です。

（会長）

はい。

続きまして曾根田推進委員さんお願いします。

（曾根田推進委員）

盛土に伴う一時転用であり、特に問題ないと思われます。

（会長）

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは四条の一番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

四条の一番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして四条の2番について事務局の説明の後、寺島推進委員さんの意見をお願いします。

はい。

（事務局）

4条2番についてご説明いたします。

お配りしてる地図の12ページをご覧ください。

申請地は、集団農地、10ha以上の第1種農地の田です。

農地造成の用途による申請です。

申請地は、周囲の農地の高さにかさ上げを行い、畑として利用する計画です。

造成後は野菜、果樹の栽培を行う計画です。

なお、土砂の搬入経路については、水路河川上に橋がかかっていますが、幅が狭いため、鉄板をかける予定とのことです。

申請地では、1.0メートルのかさ上げを行います。隣接地西側農地南側水路に対しては、安定勾

配で盛土を行うため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

城村水利組合から、農地転用に伴う措置等について協議が整い、取水施設の撤去等、特に問題ない旨の意見書が添付されています。

許可基準は、運用通知第2・1 両括弧1 の両括弧2 のB、第1 種農地の許可要件の例外規定、一時的な利用に供するものに該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして寺島推進委員さんお願いします。

(寺島推進委員)

特に問題ありません。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そしてまた、担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは4 条2 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

四条の2 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可したいと思います。

以上で、農地法第4 条の2 件の審議を終わります。

続きまして、6 ページの、議案第7 号、農地法第五条の規定による許可申請について議案審議いたします。

まず、五条の一番について事務局の説明の後、橋迫推進委員さんの意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

五条の一番についてご説明いたします。

地図の13 ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の畑です。

進入路及び車庫、倉庫としての用途による申請です。

譲受人の自宅までの進入路はなく、自宅隣接の申請地を譲受人が令和元年5 月22 日から、コンクリート舗装を行い、すでに車庫・倉庫も、建築し、利用しているため、今回、始末書を添付しての追認申請となっております。

申請地では、住宅侵入路、車両転回スペース、個人用を3台分の車庫及び一般資材一式の倉庫一連と、約75㎡を設けます。

新たに工事をすることはありませんので、周囲への被害はありません。

水利権はありません。

許可基準は運用通知第2、1両括弧1カの両括弧イ、第二種農地の許可要件申請に関わる農地に変えて、周辺の他の土地を供することによっては、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合に該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして橋迫推進委員をお願いします。

(橋迫推進委員)

はい。

事前着工の案件なんですけども。

はい。

今回始末書を添付しての追認というふうになっておりますので、問題ないと思われます。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも、追認の案件ではあるけれども、始末書も添付されており現地については問題ないと、の意見がございました。

それでは五条の一番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

五条の一番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、五条の2番について事務局の説明の後、担当推進委員が欠席のため推進委員の意見も併せて、事務局からお願いしたいと思います。

(事務局)

はい。

五条の2番についてご説明いたします。

地図の14ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の畑です。

貸し駐車場用地としての用途による申請です。

譲受人が代表を務める法人は、申請地東側隣接の宅地で古民家カフェを営んでいますが、定期的にコンサートや、地区のイベントで利用されており、40人程度集客がありますが、来客用の駐車場として、6台分しかない状況です。

よって、40人の集客で10台の車の利用がありますが、4台については路上駐車しているため、今回の申請により、申請地を駐車場として整備し、譲受人が代表を務める法人に貸し付ける計画です。

申請地では、4台分の駐車スペースを設けます。

造成工事は整地のためのため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

また、雨水は自然浸透します。

なお、スクリーンに映し出されている写真では、申請地の一部に、付近の公共工事で使用する小型ユンボ1台、重機アタッチメント等が仮置されていますが、現在は撤去されていることを、申し添えます。

水利権はありません。

許可基準は第二種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

担当推進委員さんからは、特に問題ない旨の意見書をいただいています。

以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

ありませんか。

はい。

ないようでございますので取りまとめたいと思います。

五条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして五条の3番について事務局から説明の後、寺島推進委員さんの意見をお願いします。

(事務局)

はい。

五条の3番についてご説明いたします。

地図の15ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の畑です。

貸し資材置き場用地としての用途による申請です。

譲受人の父親が代表を務め、また譲受人本人が取締役を務める法人は、申請地周囲で船舶関連の鉄工所、鉄工業を営んでいますが、鋼材の一部については、置き場がないため、作業ヤードに仮置している状況です。

よって、今回の申請により、申請地を資材置き場として整備し、譲受人が取締役を務める法人に貸し付ける計画です。

申請地では、幅 1.8 メートル、長さ 13 メートルの資材置き場、鋼材式を設けます。

造成工事は現状のまま利用するため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

また、雨水は自然浸透します。

なお申請地までの進入路である里道については、通行のみで払い下げの予定はないとのこと
です。

水利権はありません。

許可基準は第二種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして寺島推進さんお願いします。

(寺島推進委員)

特に問題ありません。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の 3 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

五条の 3 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして五条の 4 番についてです。

事務局説明の後、担当推進委員さんが欠席のために、事務局より推進委員の意見も合わせて説明
をお願いします。

(事務局)

はい。

五条の 4 番についてご説明いたします。

地図の 16 ページをご覧ください。

申請地は、都市計画区域内、近隣商業地域の第三種農地の田です。

宅地拡張用地としての用途による申請です。

譲受人自宅敷地南側隣接の、1 メートル幅の本申請地は、譲り渡し人の母が生前中に譲り受け人の

夫、次男にに贈与する約束でしたが、約束を果たす前に当事者が死亡したため、その後、譲受人が相続し、分筆登記を行ったことから、宅地拡張、庭式用地として利用する計画です。

なお、申請地の一部には小さな物置が一基設置されていますが、農作業用の物置として利用していたことを確認済みです。

申請地では、幅 1 メートル、長さ 14 メートルのスペースを譲受人住宅敷地の拡張用地。庭式として利用します。

造成工事は、現在の塀を取り除き、拡張敷地に新たに簡易な塀を設置予定のみのため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

また、雨水は自然浸透します。

水利権はありません。

許可基準は、運用通知第 2・1 両括弧 1 の両括弧イ、第三種の第三種農地の許可要件、第三種農地の転用は許可をすることができるに該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは特に問題ない旨の意見書をいただいています。

以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の 4 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

五条の 4 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法第五条の 4 件の審議を終わります。

それでは今回の議案審議を取りまとめたいと思います。

議案第 5 号、農地法第三条の 5 件につきましては、許可したいと思います。

議案第 6 号、農地法第 4 条の 2 件と、議案第 7 号農地法第五条の 4 件につきましても、許可したいと思います。

それではその他の議案に移りたいと思います。

まず非農地証明願について審議します。

一番についてですが事務局の説明の後、寺島推進委員さんの意見をお願いします。

(事務局)

はい、それでは非農地証明願の説明をいたします。議案書非農地証明願についてをご覧ください。

それで一番の説明をします。

申請地の調査は 1 月 23 日に、担当区の寺島推進委員と事務局二名で実施しました。

申請地は佐伯市大字長谷の一筆です。

申請地の土地の表示申請人等は議案書の通りです。

本申請地は、前所有者が、昭和 48 年に住宅を建築する際に、農地法の知識がなく、隣接の畑の一部に浄化槽を設置し、現在に至っております。

今回、現所有者が住宅を増改築するにあたり、この土地が農地であることを判明したため、浄化槽部分を、分筆しての申請となります。

現況はスクリーンに映し出している通りの状況です。

よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第 2 の 5 に該当します。

審議のほどよろしくお願いします。

(会長)

それではですね、寺島推進委員さん、お願いします。

(寺島推進委員)

特に問題ありません。

(会長)

はい。

ただいま事務局の一番。非農地証明願の説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

特にないようでございますので取りまとめたいと思います。

それでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

続きまして、2 番についてです。

事務局説明の後、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明等、推進委員さんの意見も併せてお願いします。

(事務局)

はい。それでは非農地証明願 2 番の説明をします。

今回、申請地の調査は 1 月 23 日に担当区の清田推進委員と事務局二名で実施しました。

申請地は佐伯市大字上岡の一筆です。

申請地の土地の表示申請人等は議案書の通りです。

本申請地は平成 4 年ごろから、耕作者がおらず、現所有者が相続した時点においてはすでに山林化していました。

また、現所有者は、県外在住者であり、農地の管理ができないための申請になります。

現況は、スクリーンに映し出している通りの状況で、この土地を農地に復元するには、周囲の状

況から判断すれば、困難な状況であると思われます。

よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第2の4に該当します。

なお、地元推進委員さんからは特に問題なしとの意見書をいただいております。

審議のほどよろしく願います。

(会長)

はい。

ただいま事務局より2番の非農地証明願の説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

特にないようでございますので取りまとめたいと思います。

それでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

それではここで一旦休憩といたします。

再開時間を。

はい。

それでは14時45分に再開したいと思います。

はい。

よろしく願います。

先ほど話した部分は、これがパンフレット一つしかありませんので、順次まわしてみてください。

(会長)

はい。

それでは再開したいと思います。

それではただいまよりその他の議案、農用地利用集積計画案についてです。

農政課、説明をお願いします。

(農政課)

はい。

お疲れ様です。

農政課の木本です。

前回の定例会でお願いしておりました、利用権の新規掘り起こしと再設定について取りまとめいただいたものを、農用地利用集積計画案として作成いたしましたので、審議をお願いいたします。

座って説明させていただきます。

今回の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は29件となっております。

お手元の農用地利用集積計画案をご確認ください。

表紙裏の一覧表をご覧ください。

契約期間ごとの合計を読み上げます。

契約期間 5 年が 26 筆 2 万 5727 平方メートル。

契約期間 10 年が 2 筆 2090 平方メートル。

また先ほど農業委員会の事務局より説明がありました所有権移転が一筆で 128 平方メートル。

これが合計で 29 筆で 2 万 7945 平方メートルとなります。

なお各契約の詳細につきましては次のページ以降に掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

また利用権の設定等を受けるものが公社となっているものにつきましては、農地利用農地中間管理事業としておりますので、後程、農用地利用促進計画案にてご説明がございます。

以上の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思われるので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

（会長）

はい。

ただいま農政課より農用地利用集積計画案について説明がございました。

これより質問等を受けたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

ないようでございますのでそれではただいまより、農用地利用集積計画案について取りまとめたいと思います。

賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

続きまして利用権設定の推進についてということで農政課、説明をお願いします。

（農政課）

はい。

利用権設定の推進について、毎月満期が到来する利用権の再設定の推進と新規の掘り起こしをお願いいたしております。

満期到来分については該当する推進の方へリストを出しておりますので、相談等を受けた場合はご助言のほどよろしくをお願いいたします。

また今回の利用権設定用紙の整地締め切りは 2 月 15 日木曜日といたします。

書類の提出については、農政課または各振興局になりますので、ご助言のほどよろしくをお願いいたします。

なお設定用紙が必要な場合は、別途お届けいたしますので、ご連絡をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

(会長)

はい。

今月の締め切りは2月15日となっておりますので、もしご相談を受けたら、ご助言の方をお願いしたいと思います。

続きまして農用地利用集積等促進計画案について、農政課で説明をお願いします。

(農政課)

農政課の矢野と申します。

よろしくお願いいたします。

お手元の農用地利用集積等促進計画案に沿って説明させていただきます。

2枚目が集計表となっておりますのでご覧ください。

今月の案件は、令和6年4月1日開始分の27件になります。

内訳としまして、契約期間5年のもの、新規で登記地目、田8筆5990平方メートル。

契約更新で登記地目、田、18筆1万9737平方メートル。

契約期間10年のもの、新規で登記地目畑、1筆、1104平方メートル。

以上合計27筆、面積が2万6831平方メートルとなっております。

詳細につきましては、農用地貸し付け調書を添付しておりますので、ご確認ください。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

はい。

ただいま農政課より農用地利用集積等促進計画案について説明がございました。

どなたか意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

ないようですので、取りまとめたいと思います。

農政課より提出された農用地利用集積等促進計画案について、特に意見がないということに賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

挙手全員ということで、農用地利用集積等促進計画案についての意見は特になしということとします。

これにてすべての議案が終了いたしました。

それでは、すいません。

これをもちまして、令和6年第1回佐伯市農業委員会を終了いたします。

大変お疲れ様でした。

ありがとうございました。

(15時16分閉会)